

居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定に係る届出等について

令和6年3月28日付福岡市事業者指導課長事務連絡「令和6年度介護報酬改定に伴う加算届にかかる留意事項について」において、「高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定につきましては、届出がない場合には、令和6年4月サービス提供分報酬請求より、減算の対象（業務継続計画策定については、訪問系サービス等に経過措置あり）となるため、特にご留意ください。」とお示ししておりました。

このことについて、居宅介護支援、介護予防支援に関しまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定に係る届出について

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は届出不要です。

2 高齢者虐待防止措置未実施減算について

届出は不要ですが、高齢者虐待防止措置を未実施の場合は、令和6年4月サービス提供分（同年5月請求分）から減算の適用が必要です。

3 業務継続計画未策定減算について

居宅介護支援、介護予防支援（※）いずれも経過措置として、令和7年3月31日までの間、業務継続計画未策定減算の適用はありません。ただし、策定は義務となっていること、令和7年4月サービス提供分から未策定の場合に減算が適用されること等を踏まえ、速やかに策定してください。

※ 別紙、厚生労働省資料（令和6年1月22日社会保障審議会介護給付費分科会資料「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」より抜粋）には、介護予防支援が経過措置の対象となることが明示されておりませんが、経過措置の対象です。

【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課  
在宅指導係 TEL：092-711-4257